

2024年度

法律科目論述式試験① 問題 (憲法・民法・刑法)

(試験時間 10:30~13:00 150分)

1. 受験にあたっての注意

- (1) 試験終了前に答案を完成させた場合であっても途中退出はできません。トイレ等による退出も休憩時間以外は、原則としてできません。試験時間中の無断退出は棄権とみなします。
- (2) 試験を途中で棄権する場合であっても解答用紙は回収しますので、解答用紙の試験会場からの持ち出しは禁止します。また、解答用紙は科目毎に1枚ずつ配布します。
- (3) 解答用紙及び試験用六法の受験番号欄と氏名欄については、黒のペンまたはボールペンを使用して記入してください。また、解答欄はH B の黒鉛筆またはシャープペンシル、黒のペンまたはボールペンを使用して記入してください。
- (4) 机の上に置くことができるものは、受験票、黒のペンまたはボールペン（色の消えるものを除く）、H B の黒鉛筆またはシャープペンシル、ラインマーカーまたは色鉛筆、プラスチック製消しゴム、時計（時計機能だけのもの）、眼鏡、その他監督者が許可した物です。

2. 不正行為・迷惑行為の禁止

以下の行為があった場合は「失格」とし、その時点以降の受験はできません。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- (1) 試験中に他人に援助を与えたり、他人から援助を受けた場合
- (2) 他人に代わって試験を受けた場合
- (3) 他人に対する迷惑行為を行った場合
- (4) 試験監督者の指示に従わなかった場合
- (5) その他の不正行為を行った場合



次の【事例】を読み、甲及び乙の罪責を検討しなさい。解答用紙は、表面（30行）のみを使用すること。

【事例】

1 半グレ集団に属する甲と乙は、Aが一人で暮らしている一軒家の自宅において、書斎のデスクの右側の引出しに、鍵もかけないまま数百万円の現金を保管しているという確かな情報を得た。その上で、Aが平日、所用で確実に留守をしている時間帯も分かつたので、二人でその時間にA方に忍び込み、保管している現金を盗み出すこととした。甲は玄関扉の鍵を解錠するための道具を、乙は奪った現金を入れるためのカバンを準備した。

2 ○月×日、甲と乙は、Aが確実に留守をしているとされた時間にA方に向かい、甲が携行した解錠道具を用いて玄関扉を開き、二人はAの家の中に入った。二人とも書斎の場所が分からなかったので、これを探そうとしたが、ちょうどそのとき、所用を早めに終えてAが帰宅し、そこにいた甲と乙を発見して大声を出したので、あわてた甲と乙は、ここでつかまるわけにはいかないと考え、二人でAに近づき、乙がAの身体をつかまえ、甲がその顔面を思い切り手拳で数回、殴りつけたAを昏倒させ、二人はそのままAの家を出て、2キロメートルほど離れた、甲の住むアパートの近くまで帰ってきた。

甲と乙は、冷静になってみると、せっかく数百万円の現金を奪うことができるチャンスをみすみす逃すのは惜しいという気持ちになり、いっそAを殺した上で、書斎を探し、現金を奪うことを二人で決意した。甲が自宅アパートから果物ナイフ（刃体の長さ約10センチメートル）を持ち出し、これを乙に渡して、甲がA宅の外で見張りをしている間に、乙が家の中に入つてAを殺害するとともに現金を探し出してきて、後でこれを半々に分けることとした。乙がAの家の中に入ると、そこにはAがまだ倒れていたので、乙は甲のナイフを取り出してAの腹部を強く何度も刺した。その後、乙は、書斎を見つけてデスクの引出しの中に現金500万円を発見し、これを用意したカバンに入れて家の外に出てきて、見張り役の甲とともに現場から立ち去つた。その後、甲と乙の二人は、奪った500万円を半分ずつ分け合つた。

3 Aはその後、現場において死体で発見されたが、甲が顔面を強く殴りつけたことで生じた脳出血が致命傷となり、殴打後間もなく（したがって、甲と乙が再びA方に侵入する、ずっと以前の時点ですでに）死亡していたことが判明した。

（120点）